

「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」の設立趣旨について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要があるとされていることや昨年発生した台風による北海道や岩手県の豪雨災害により中小河川においても甚大な被害が発生していることを踏まえ、群馬県では主要河川の洪水浸水想定区域図の見直しに加え、県管理の全河川について水害リスク調査に着手したところである。

群馬県では、市町村・国・県等関係機関が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するために減災対策協議会を設立するものである。